「多治見市消防団運営費交付金交付要綱」の全部を改正することについて
（パブリックコメント募集）

≪募集期間≫
令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月 28 日（月）

１　趣旨

消防団活動の活性化および運営基盤の安定化を図るため、現行の「経費補助型」制度を見直し、新たに「活動支援型」制度へ変更します。

本改正案について、広く市民の皆様からご意見を募集します。

２　主な改正内容

(1)「多治見市消防団運営費交付金交付要綱」の変更概要

≪現行（第２条第２項抜粋）≫

交付対象経費は、消防団の運営に必要な経費のうち、火災等災害出動、災害警備、各種訓練その他の行事に伴う経費で、市から支給される経費以外のものとする。

≪改正後（新制度）≫

交付金は、次に掲げる区分により交付し、それぞれに定める事業を交付対象とします。

①　訓練額

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に定める活動に係るものを除き、団本部、各分団及び消防音楽隊が分団単位で実施する定期訓練又は会議の実績に応じて交付する。

②　装備管理額

市が別途支給する経費を除き、団本部、各分団及び消防音楽隊の運営に要する固定費、消耗品費その他これらに類する経費に充てる事業に対して交付する。

(2)「多治見市補助金等交付要綱」への反映

①　「消防音楽隊運営費交付金」は、上記の新制度の適用のため廃止とします。

②　「消防音楽隊予備隊育成交付金」は、過去の使用状況を精査した結果、不要と判断したため廃止とします。

【意見提出方法】

消防課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先　多治見市消防本部　消防課　寺井
〒507-0828　多治見市三笠町２丁目 21 番地
Tel（課直通）　0572（22）9231　　Fax　0572(21)0022
Mail　t-fire@city.tajimi.lg.jp

